

京都GPNの会則一部改正について

(理由)

全国GPNの会費値上げに端を発する2016年10月の本会の会則改正（全国GPN会員と京都會員の会員制度の創設、京都會員の会費据え置き）により、本会は全国GPNの内部規定である地域ネットワーク運営規定に抵触することを理由に3月31日付けで地域ネットワークから外れることとなった。

このため、名称及び会員制度に関する会則一部改正が必要となったため、改正案を提案し、次のように改正された。

改正案 (改正箇所は下線部分)	現行
<p><u>KGPN (ケージーピーエヌ) 会則</u></p> <p>(名称) 第1条 本会は、<u>KGPN (ケージーピーエヌ)</u>と称する。</p> <p>(会員) 第4条 <u>本会は、本会の目的に賛同して入会した京都府内で活動する企業、民間団体又は行政機関等及び個人で構成する。</u></p> <p>(他団体との関係) 第5条 本会は、<u>グリーン購入等の普及を図るため、同趣旨の活動を行う団体と連携した取り組みを行う。</u></p> <p>(会費) 第18条 本会の会員は、次に定める会費を事業年度ごとに納入しなければならない。 <u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 会費の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p>	<p>京都グリーン購入ネットワーク 会則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、京都グリーン購入ネットワークと称する。</p> <p>(会員) 第4条 本会は、京都府内における全国GPNの会員（以下「全国GPN会員」という。）と京都會員で構成する。 2 全国GPN会員は、全国GPN及び本会の目的に賛同して入会した企業、民間団体又は行政機関とする。 3 京都會員は、本会の目的に賛同して入会した企業、民間団体又は行政機関及び個人とする。</p> <p>(全国GPNとの関係) 第5条 本会は、地域ネットワークの独自の取り組みと併せて、全国GPNと連携した取り組みを行う。</p> <p>(会費及び入会金) 第18条 本会の会員は、次に定める会費を事業年度ごとに納入しなければならない。 2 全国GPN会員の会費の額は、別表第1のとおりとする。 3 京都會員の会費の額は、別表第2のとおりとする。</p>

3 前項に規定する別表第1において条件に変更が生じた場合は、当該会員の会費の額を変更するものとする。ただし、当該条件の変更が会費の納入後の場合は、会費の額の変更は、次の事業年度に行うものとする。

4 会員の入会時期が、事業年度の中途となった場合は、当該事業年度の会費は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員の入会時期が、4月1日から12月31日までの場合は、当該年度の会費は、会員の種別に応じ第2項に定めた会費の額と同額とする。

(2) 会員の入会時期が、1月1日から3月31日までの場合は、当該年度の会費は、会員の種別に関わらず免除する。

(削除)

5 会員の納めた会費の返還は、行わない。

附 則

1 この改正会則は、決定の日より施行する。

別表第1（第18条第2項関係）

	条件（規模等）	会費の額
企業		10,000円以上
行政機関		10,000円以上
民間団体 ※	年間予算規模 500万円以上	10,000円以上
	年間予算規模 500万円未満	4,000円以上
個人		2,000円以上

※民間団体：消費者団体、協同組合、財団法人、社団法人、商工会等の非営利団体

4 前2項に規定する別表第1及び別表第2において条件に変更が生じた場合は、当該会員の会費の額を変更するものとする。ただし、当該条件の変更が会費の納入後の場合は、会費の額の変更は、次の事業年度に行うものとする。

5 会員の入会時期が、事業年度の中途となった場合は、当該事業年度の会費は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員の入会時期が、4月1日から12月31日までの場合は、当該年度の会費は、会員の種別に応じ第2項から第3項に定めた会費の額と同額とする。

(2) 会員の入会時期が、1月1日から3月31日までの場合は、当該年度の会費は、会員の種別に関わらず免除する。

6 会員（京都会員は除く）は、入会時に入会金を納入するものとし、入会金の額は、会員の種別に応じ第2項に定める会費と同額とする。なお、前項第2号で会費が免除される場合は、入会金のみを納入しなければならない。

7 会員の納めた会費及び入会金の返還は、行わない。

附 則

1 この会則は、決定の日の翌日より施行する。ただし、この会則第4条第2項、第3項及び第4項並びに第18条第2項及び第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この会則の第18条第2項及び第3項の規定が施行されるまでの間の会費及び入会金の額は、附則別表のとおりとする。

別表第1（第18条第2項関係）

	条件（規模等）	会費の額
企業	従業員数 500人未満	18,000円以上
	従業員数 500人以上 1,000人未満	40,000円以上
	従業員数 1,000人以上 5,000人未満	60,000円以上

	従業員数 5,000人以上	80,000円以上
行政機関	府・政令指定都市	20,000円以上
	上記以外の行政機関	15,000円以上
民間団体	年間予算規模 500万円以上	15,000円以上
	年間予算規模 500万円未満	5,000円以上

別表第2（第18条第3項関係）

	条件（規模等）	会費の額
企業		10,000円以上
行政機関		10,000円以上
民間団体※	年間予算規模 500万円以上	10,000円以上
	年間予算規模 500万円未満	4,000円以上
個人		2,000円以上

※民間団体：消費者団体、協同組合、財団法人、社団法人、商工会等の非営利団体

附則別表（決定の日～平成29年3月末日までの年会費）

	条件	口数
企業	1口 1万円	
	従業員数 500人未満	1口以上
	従業員数 500人以上 1,000人未満	2口以上
	従業員数 1,000人以上 5,000人未満	3口以上
	従業員数 5,000人以上	4口以上
	行政機関	1口 1万円
民間団体※	年間予算規模が500万円以下 (1口4千円)	1口以上
	年間予算規模が500万円以上 (1口1万円)	1口以上
個人	1口 2,000円	1口以上

※民間団体：消費者団体、協同組合、財団法人、社団法人、商工会等の非営利団体